

## 福島県ニホンジカ管理計画（第3期）案の概要

### 1 計画策定の目的

計画的な管理により、農業被害の拡大、生活環境及び森林生態系へ被害が及ぶ前に、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じ、シカの生息密度を低減させ、その影響をできるかぎり小さく抑制的に維持する。

2 鳥獣の種類 ニホンジカ

3 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

※第2期：〔令和3年4月1日～令和8年3月31日〕

4 管理の区域 県内全域

5 県内のシカ生息数(推定) 生息個体数（令和6年） 11, 672頭

### 6 現状

#### （1）生息状況

県内のシカは会津地方のほぼ全域と、東北自動車道を境とした中通り地方に生息し、概ね東北自動車道の西側の地方に生息している。さらに県南地域では東北自動車道を越えて生息範囲を拡大しており、浜通り地方でもシカの目撃の報告がされている。

#### （2）捕獲状況

シカの捕獲数は増加傾向にあり、指定管理鳥獣捕獲等事業が追加された平成28年度からは捕獲数が増加した。また、平成29年以降は第1期及び第2期管理計画の目標捕獲頭数を上回る頭数を捕獲している。

今後は生息密度を低減するため、捕獲圧の強化を図らなければならないが、狩猟者の高齢化・担い手不足や放射性物質の問題によるシカの出荷制限により捕獲頭数を大きく増加させることは難しい。

### 7 管理の目標

#### （1）捕獲の目標

年間捕獲数 3, 500頭以上

生息数、生息密度の増加や生息域の拡大する急増期に入っているシカを減少傾向に転じるまで捕獲を強化していく。

#### （2）生息密度に係る目標

階層ベイズモデルにより、5kmメッシュ当たりの生息数(頭/km<sup>2</sup>)を算出し、管理区域ごとの目標を定めて生息密度の低減、維持を目指す。

また、被害防除と生息環境管理と個体数調整の総合的な対策を、GISによる空間解析等の活用により、計画的かつ効果的に実施する。

#### （3）分布域に係る目標

捕獲圧の強化または生息数の抑制対策が講じる必要があるメッシュ数は82箇所である。シカの生息分布は拡大しており、生息域の拡大や生息密度の高まりが懸念されるため、現状の生息分布からの拡大を抑制していく。

#### （4）農林業被害に係る目標

##### ① 農業被害

捕獲や被害防除等の対策を推進し、農業被害金額の減少（3,600千円以下）を目指す。

##### ② 林業被害

被害が発生しないように予防策を実施する。

#### （5）自然環境への被害に係る目標

令和6年度に下層植生衰退調査を実施した結果、地域ごとに植生影響にばらつきがあり、一部の地域では他地域に比べて明らかに下層植生の衰退が進んでいるため、改めて管理計画期間内に実施し被害状況を把握する。

#### （6）地域ごとの目標

シカは周辺地域との移動個体群が生息しており、地域個体群ごとの管理は困難であることから、管理エリアを3種類から5種類に再編し、各エリアの実情に応じた順応的管理を講じていく。

### 8 目標を達成するための施策の基本的考え方

「個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じ、シカの生息密度を低減させ、その影響をできるかぎり小さく抑制的に維持する」ためには、「生息環境管理」「被害防除対策」「個体群管理」の3つを総合的に組み合わせ実施することが必要。

広域的な移動をするシカは、県及び関係市町村が情報共有・連携を行いながら、効率的な捕獲及び被害防除対策を実施し、また、限られた労力で効果的に対策を実施し、生息数、生息密度の低減及び生息域の抑制していくなければならない。

今期計画では「個体群管理（捕獲）」「生息環境管理」「被害防除対策」「人材の確保、育成」「情報管理」の5つを柱とし、地域の状況に合わせた対策を講じていくことで目標達成を目指す。

#### （1）リスクマネジメントに基づく予防的管理の実施

リスクマネジメントに基づく予防的観点から、スピード感のある早急な管理を推進していく。これまでの順応的管理の概念であるP D C Aのサイクルの4フェーズをさらに細分化した6つのフェーズで構成し、当初の予測と異なる事態が生じることを想定し、常にモニタリングと効果検証を行いながら得られた結果に施策設計を適合させていくフィードバック管理を必須にし、こまめな計画修正を行う。

#### （2）生息密度に応じた管理

本県では、地域によりシカの生息密度が異なるため、シカの密度の変化を季節的、年次的にモニタリングしながら、密度に適した手法を選択的に組み合わせて、捕獲、被害防止対策、生息環境管理を実施する。

#### （3）分野横断的広域連携

隣県や林野庁、環境省等国の機関と連携を図る。県境を移動するシカ対策のため、隣県と協議会を設立し、連携して対策を図る。

## 9 目標達成のための施策

### (1) 個体群管理（捕獲）

- ① 有害捕獲
- ② 個体数調整捕獲
- ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ④ 狩猟による捕獲推進
  - ア 狩猟期間延長  
春先に1ヶ月延長し、11月15日から3月15日まで
  - イ 捕獲頭数上限の解除  
県内全域において、オス・メスともに制限なしとする。

- ⑤ 鳥獣保護区における捕獲
- ⑥ 希少な自然植生の保全のための捕獲

### (2) 生息環境管理

- ① 農地等への出没抑制
- ② 人工的な採食地の管理  
森林の伐採跡地、耕作放棄地を柵で囲うか、捕獲を実施するといった対策を推進。

### (3) 被害防除対策

- ① 防護柵の設置・点検・改善
- ② 林業被害対策の推進
- ③ 自然環境被害対策の推進

### (4) 人材の確保・育成

- ① 捕獲者の確保・育成
- ② 専門的知識を有する人材の確保・育成、鳥獣被害対策市町村専門職員の活用

### (5) 情報管理

#### ①モニタリング

モニタリング調査等により、その生息情報、捕獲情報、被害情報等を収集し、その結果を客観的に評価し、戦略・戦術を立て、対策に反映（フィードバック）する。

#### ②情報共有及び提供

##### ア 関係機関への情報共有・提供

分野横断的広域連携が必要不可欠であるため、各関係機関が実施している調査結果を集約し、最新の生息分布等の情報を共有しながら対策を講じていく。

##### イ 県民向けの情報提供（発信）

生息状況や被害状況等に関する情報発信を行い、意識醸成を図る。